

厚生食監発 1013 第 3 号
令和 5 年 10 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に関する要領」の一部改正について

「食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に関する要領」については、「食鳥処理衛生管理者の登録養成施設及び登録講習会の登録等に関する事務処理について」（平成 27 年 3 月 31 日食安監発 0331 第 4 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）の別添 2 により示しているところです。

今般、令和 3 年 6 月に閣議決定された「包括的データ戦略」に基づき実施されたデジタル原則への適合性の点検・見直し作業に関し、第 6 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 12 月 21 日開催）で「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が示されました。当該講習会については、見直後 Phase が Phase3-1 とされ、実技による講習や試験などデジタル化が技術的に困難な場合を除き、受講者の利便性向上を確保しつつ、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを基本とするよう示されました。

これを踏まえ、本要領について下記の見直しを行い、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、貴管下関係者に対して周知を図るとともに、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 講習会の実施地については、デジタル完結とする場合を考慮し、講習会場、実習を行う場所又は講習会の実施者の業務を行う場所としたこと。

- 2 受講する科目について、食鳥処理衛生管理者が習得すべき必要な知識を得られるよう講習科目の標準となる内容を示したこと。なお、関連する内容を含む他の科目で講義しても差し支えないこと。
- 3 デジタル技術を活用する場合には、不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があることを確認すること。例えば、デジタル臨時行政調査会が公表した「講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果」（令和4年10月31日付け初回公表）などを適宜参照されたいこと。

(参考)

- 第6回デジタル臨時行政調査会
<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/>
- 講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果
https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/online-training-public-offers-result/?_fsi=VU5Sf8e7

「食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に関する要領」 新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 登録講習会の登録に係る業務</p> <p>一 登録申請に関する基本的事項</p> <p>1 事前相談 (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等について(平成27年3月31日付け食安発0331第10号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「通知」という。)</p> <p>2 申請期日 (略)</p> <p>3 申請書(令第8条、第9条、第11条第3項、規則第15条関係)</p> <p><u>(1) 申請書は、講習会の実施地(講習会場、実習を行う場所又は講習会の実施者の業務を行う場所)の都道府県知事に申請すること。</u></p> <p><u>(2) 申請書は、住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)及び次の事項を記載した書類が添付されていることについて確認した上で受理すること。</u></p> <p>①～⑨(略)</p> <p>[留意事項]</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 平成26年度までは登録申請に当たり登録免許税(1件9万円)を納める必要があつたが、平成27年度以降は不要となっている。<u>(必要に応じて手数料を条例で規定)。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>第1 登録講習会の登録に係る業務</p> <p>一 登録申請に関する基本的事項</p> <p>1 事前相談 (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等について(平成16年2月27日付け食安発第0227007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「通知」という。)</p> <p>2 申請期日 (略)</p> <p>3 申請書(令第8条、第9条、第11条第3項、規則第15条関係)</p> <p>(新設)</p> <p>申請書は、住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)及び次の事項を記載した書類が添付されていることについて確認した上で受理すること。</p> <p>①～⑨(略)</p> <p>[留意事項]</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 平成26年度までは登録申請に当たり登録免許税(1件9万円)を納める必要があつたが、平成27年度以降は不要となっている。</p> <p>(6) (略)</p>

二 登録に係る審査事項

1 登録の基準（規則第14条関係）

(1) 下記表の左欄に掲げる科目を教授し、その時間数が右欄に掲げる時間数以上であること。

(略)

講習科目の内容は、次を標準としたものであること。

ア. 公衆衛生学概論

公衆衛生と衛生行政、感染症・食中毒、給水設備の衛生管理、廃棄物・排水、公害防止、ねずみ・昆虫対策

イ. 食鳥検査関係法令

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、同法施行令、同法施行規則、食鳥処理衛生管理者の責務

ウ. 家きん解剖・生理学

食鳥の種類、外部器官とその機能、骨格・筋肉・脈管系、食鳥の内部構造、消化器官とその機能、呼吸器官とその機能、泌尿・生殖器官とその機能

エ. 家きん疾病学

家きんの感染症（ウイルス、クラミジア、細菌、真菌、寄生虫・原虫、その他）・非感染症・異常、食鳥検査の方法（基準適合の確認）

オ. 食鳥肉衛生学

食鳥処理場の施設・設備等の衛生管理、衛生的な食鳥処理、従事者の衛生管理、教育訓練、HACCP

カ. 関連法令

食品衛生法、食品安全基本法、と畜場法、家畜伝染病予防法、化製場等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

二 登録に係る審査事項

1 登録の基準（規則第14条関係）

(1) 下記表の左欄に掲げる科目を教授し、その時間数が右欄に掲げる時間数以上であること。

(略)

(新設)

(2)～(4) (略)

[留意事項] (通知関係)

講習会の課程は、上記のとおりであるが、これは食鳥処理衛生管理者に必要な最低の基準を示したものであるから、でき得る限り、これ以上の科目及び時間数を増加して実施することが望ましいこと。

講習会の受講修了者（全講習時間の90パーセント以上の時間を出席し、かつ、各科目についてその講習時間の50パーセント以上を出席した者に限る。）に対しては、通知で示された様式を参考に、修了書を交付するよう指導されたいこと。

デジタル技術を活用する場合には、不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があることを確認されたいこと。

三 登録に係る審査等に関する事項

1～3 (略)

4 厚生労働省への情報提供

登録通知書の写し、登録台帳の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項（実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、実施期間、受講者数、受講料並びに問い合わせ先）を厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課乳肉安全係宛て情報提供すること。

5 終了報告の受理等

講習会終了後1月以内に実施状況報告書を提出させること。

報告書の写しを厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課乳肉安全係宛てに送付すること。

第2 登録講習会の内容変更に係る届出受理業務

(2)～(4) (略)

[留意事項] (通知関係)

講習会の課程は、上記のとおりであるが、これは食鳥処理衛生管理者に必要な最低の基準を示したものであるから、でき得る限り、これ以上の科目及び時間数を増加して実施することが望ましいこと。

講習会の受講修了者（全講習時間の90パーセント以上の時間を出席し、かつ、各科目についてその講習時間の50パーセント以上を出席した者に限る。）に対しては、通知で示された様式を参考に、修了書を交付するよう指導されたいこと。

三 登録に係る審査等に関する事項

1～3 (略)

4 厚生労働省への情報提供

登録通知書の写し、登録台帳の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項（実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、実施期間、受講者数、受講料並びに問い合わせ先）を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛て情報提供すること。

5 終了報告の受理等

講習会終了後1月以内に実施状況報告書を提出させること。

報告書の写しを厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛てに送付すること。

第2 登録講習会の内容変更に係る届出受理業務

一 登録講習会の変更の届出

1～3 (略)

4 厚生労働省へ情報提供

届出の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項（実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、実施期間、受講者数、受講料並びに問い合わせ先）に係る変更内容を厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。

二 登録講習会に係る業務の休廃止の届出

1～3 (略)

4 厚生労働省への情報提供

届出の写しを厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。

第3 (略)

一 登録講習会の変更の届出

1～3 (略)

4 厚生労働省へ情報提供

届出の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項（実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、実施期間、受講者数、受講料並びに問い合わせ先）に係る変更内容を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。

二 登録講習会に係る業務の休廃止の届出

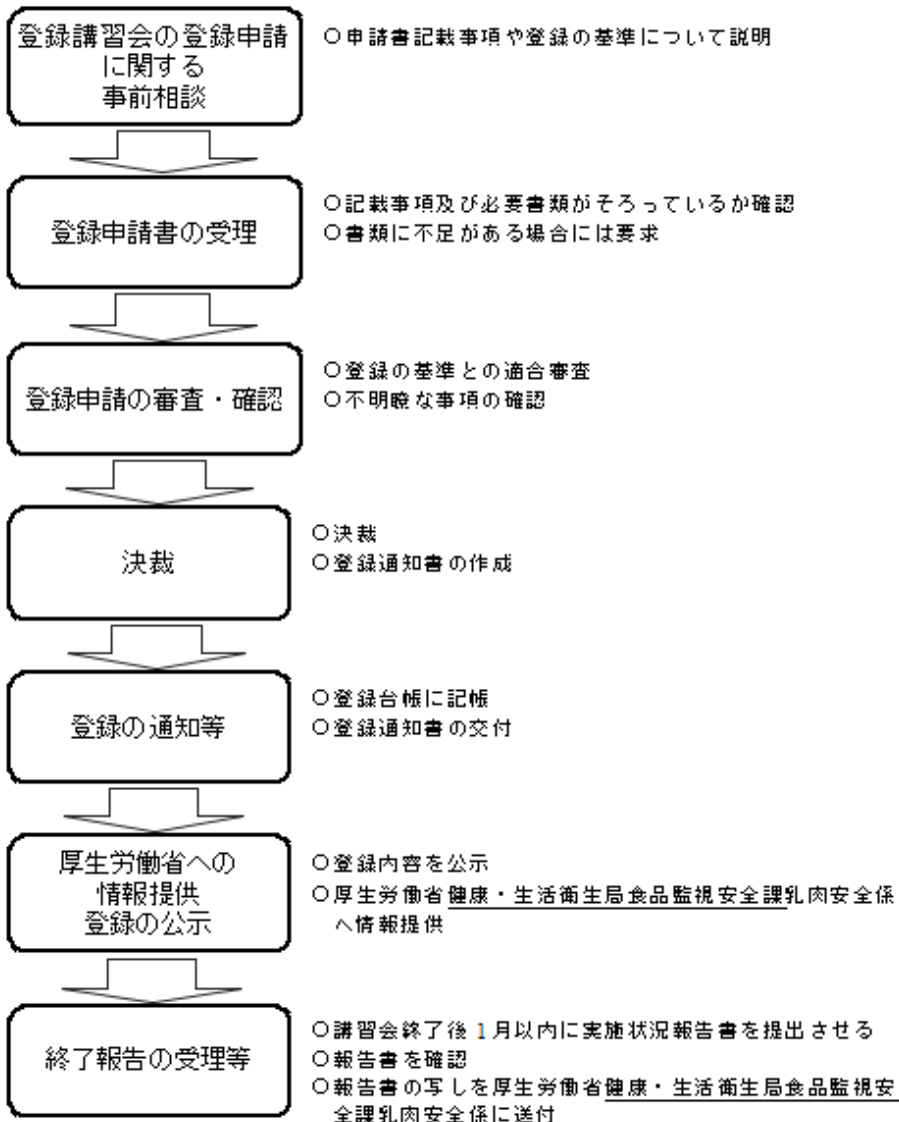
1～3 (略)

4 厚生労働省への情報提供

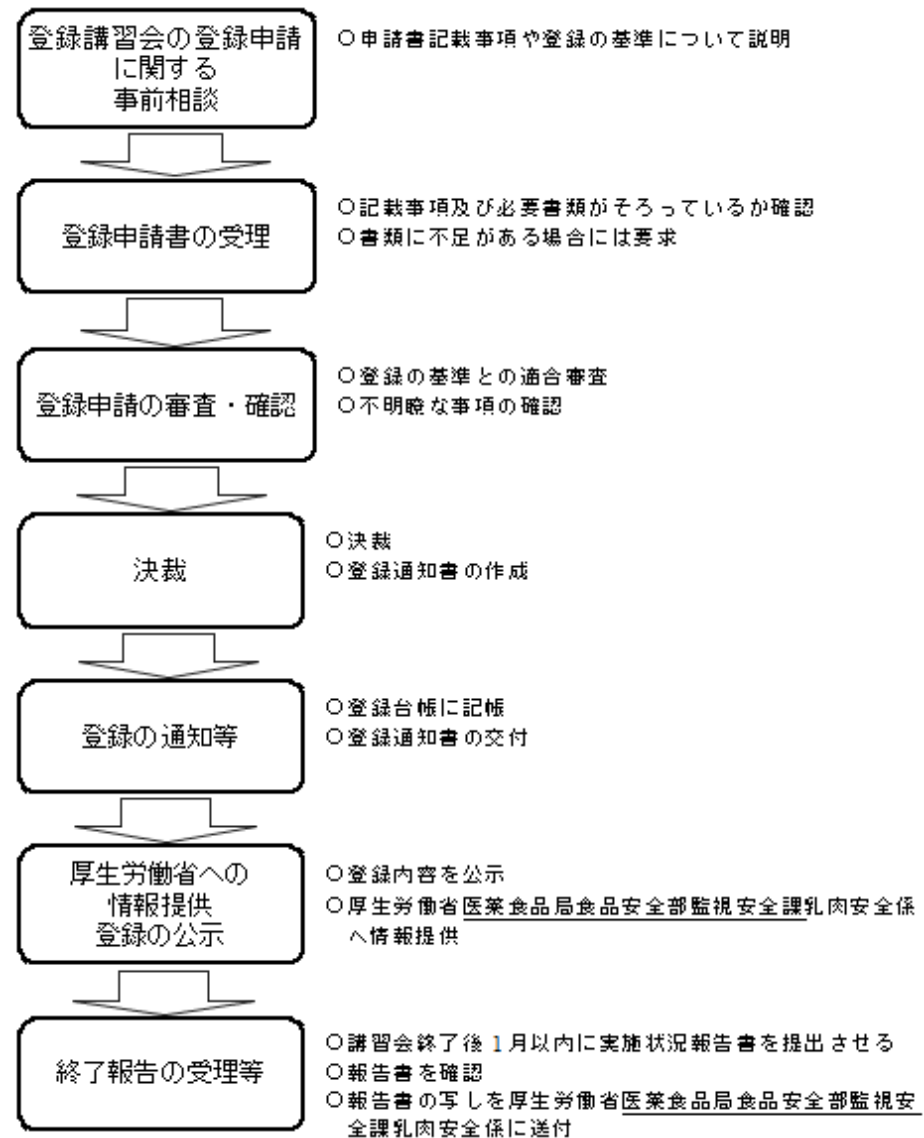
届出の写しを厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。

第3 (略)

食鳥処理衛生管理者登録講習会 登録業務の手順



食鳥処理衛生管理者登録講習会 登録業務の手順



別紙 食鳥処理衛生管理者登録講習会審査表例

【概要】

申請番号及び年月日	年 月 日 号
実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

別紙 食鳥処理衛生管理者登録講習会審査表例

【概要】

申請番号及び年月日	平成 年 月 日 号
実施期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()